

教育ローン

令和4年4月1日現在

商品名（愛称）	・ひたしん教育ローン
ご利用いただける方	・当金庫営業地区内にお住まい、またはお勤めしている個人の方。 ・満18歳以上の方。 ・安定した収入がある方。 ・（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お使いみち	・お申込人または、お申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ① 就学する学校等への納付金（最長1年分） ※国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む。 ② 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 ③ 申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借り換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
ご融資金額	・1,000万円以下
ご契約期間	・3ヵ月以上16年以内
お借入金利	・固定金利（金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。） ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。 ※金融情勢等により、変更させていただく場合があります。
ご返済方法	・毎月元利均等返済または毎月元金均等返済（元金返済据置期間は卒業予定月まで） ※お借入金額の50%以内につき6ヵ月ごとのボーナス返済併用も可能です。 ※返済日が休業日の場合は、その翌営業日となります。
担保・保証人	・原則不要です。（保証会社である（一社）しんきん保証基金が保証をいたします）
保証料	・お借入金利に含みます。
必要書類	・運転免許証等、写真付きの本人確認書類 ※健康保険証等写真付きではない確認書類の場合は住民票抄本等の追加書類が必要となります。 ・資金用途確認書類（パンフレット等） ※該当するものがない場合は、担当者より聞取りによる確認を行います ・付帯費用のみの申込みの場合は、上記以外に就学確認書類（合格通知、在学証明書、学生証、納付金の領収書・領収印のある振込用紙 等） ・借入金額が100万円を超える場合は、所得が確認できる資料（公的機関が発行する所得証明書、源泉徴収票 等）
手数料	・ご契約時の金銭消費貸借契約書に印紙が必要となります。（ご契約金額により、印紙額が異なりますので、窓口・担当者へお問い合わせください。） ・ご融資金は原則として、ご購入先へお振込みいただきます。振込手数料については、お客さま負担となります。（お振込先・金額により、手数料額が異なりますので、窓口・担当者へお問い合わせください。）
遅延損害金	・18.25% ご返済を遅延された場合、損害金をいただきます。（延滞金額に対し、1年365日とする日割り計算）

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部(9時～17時、電話0973-23-3177)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>								
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金は、原則としてご購入先へお振込みいただきます。なお、振込手数料については、お客さま負担となりますので、あらかじめご了承ください。 ・当金庫および保証会社の審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。 ・当金庫ホームページからネット申込を行う、もしくは、申込日時点または貸付実行日時点において、以下のいずれかのローンを当金庫にてご利用の方は、リピートプランがご利用になれます。 <table border="1" data-bbox="379 846 1481 1227"> <thead> <tr> <th>対象ローン</th> <th>対象ローンの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン</td> <td rowspan="3">利用状況が次のいずれかに該当する a. 貸付実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている b. 完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>すべてのしんきん保証基金保証付フリーローン</td> </tr> <tr> <td>すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン</td> </tr> <tr> <td>しんきん保証基金保証付カードローン</td> <td>次のいずれかに該当する a. 契約中 b. 新規契約する(リピートプラン(教育)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</td> </tr> </tbody> </table>	対象ローン	対象ローンの条件	すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン	利用状況が次のいずれかに該当する a. 貸付実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている b. 完済して3年以内	すべてのしんきん保証基金保証付フリーローン	すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン	しんきん保証基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する a. 契約中 b. 新規契約する(リピートプラン(教育)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)
対象ローン	対象ローンの条件								
すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン	利用状況が次のいずれかに該当する a. 貸付実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている b. 完済して3年以内								
すべてのしんきん保証基金保証付フリーローン									
すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン									
しんきん保証基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する a. 契約中 b. 新規契約する(リピートプラン(教育)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)								